

青森県障害者差別解消支援地域協議会設置要綱（一部改正案）

（設置）

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第17条に規定する障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、青森県障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、第1条の目的を達するため、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 障害者差別解消相談事業等に対応した相談に関する情報共有・協議に関すること。
- （2） 前号の相談に対する構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押しに関すること。
- （3） 障害を理由とする差別の解消に資する取組の協議・提案に関すること。

（組織等）

第3条 協議会の委員は、青森県障害者施策推進協議会（以下「施策推進協議会」という。）の委員をもって充てる。

- 2 協議会の会長は、施策推進協議会の会長をもって充て、協議会を代表し、協議会の事務を総理する。
- 3 協議会の副会長は、施策推進協議会の副会長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（協議会）

第4条 協議会は、会長が招集する。

（守秘義務）

第5条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、青森県健康福祉部障害福祉課において処理する。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年8月29日から施行する。

附則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。